

此花区児童遊園活動費補助金交付要綱

此花区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、此花区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

(1) 此花区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、此花区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、此花区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、此花区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、此花区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、此花区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、此花区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、此花区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、此花区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、此花区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

此花区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、此花区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内訳	金 額 (円)
		計	
予 算	収 入		
	支 出		
予 算		①計	
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった此花区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、此花区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び此花区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった此花区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、此花区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

此花区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
此花区児童遊園活動費補助金の交付決定について、此花区児童遊園活動費補助
金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げる理由

(様式第5号)

此花区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、此
花区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

此花区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、此花区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条
により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
此花区児童遊園活動費補助金について、此花区児童遊園活動費補助金交付要綱
第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

此花区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、此花区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

決 算	区分	内訳 (品目、単価×数量)	金 額 (円)
	収 入		
			計
	支 出		
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
此花区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
此花区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
此花区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
此花区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

西区児童遊園活動費補助金交付要綱

西区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、西区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

（1）西区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、西区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、西区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、西区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、西区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、西区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、西区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、西区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、西区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、西区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

西区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、西区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内 訳	金 額 (円)
予 算	収 入		
		計	
予 算	支 出		
		①計	
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった西区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、西区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び西区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった西区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、西区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

西区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
西区児童遊園活動費補助金の交付決定について、西区児童遊園活動費補助金交
付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げる理由

(様式第5号)

西区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、西
区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

西区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、西区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
西区児童遊園活動費補助金について、西区児童遊園活動費補助金交付要綱第8
条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

西区兒童遊園活動費補助金實績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

团体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、西区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補助事業等の名称		
補助金の予定金額	金	円
活動状況	活動内容	
	活動による効果	
	事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

決算	区分	内訳（品目、単価×数量）	金額（円）
	収入		
			計
	支出		
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
 - ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
西区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
西区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
西区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
西区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

港区児童遊園活動費補助金交付要綱

港区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、港区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

(1) 港区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、港区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、港区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、港区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、港区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、港区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、港区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、港区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、港区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、港区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

港区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、港区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内訳	金 額 (円)
	収 入		
予 算	支 出		計
			①計
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった港区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、港区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び港区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった港区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、港区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

港区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
港区児童遊園活動費補助金の交付決定について、港区児童遊園活動費補助金交
付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げる理由

(様式第5号)

港区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、
港区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

港区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、港区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
港区児童遊園活動費補助金について、港区児童遊園活動費補助金交付要綱第8
条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

港区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、港区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

区分	内訳 (品目、単価×数量)		金額 (円)
収入			
計			
決算			
支出			
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
港区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
港区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
港区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
港区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

大正区児童遊園活動費補助金交付要綱

大正区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、大正区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

(1) 大正区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大正区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大正区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、大正区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、大正区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、大正区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大正区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、大正区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大正区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、大正区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

大正区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、大正区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び收支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内 訳	金 額 (円)
	收 入		
予 算	支 出	計	
予 算		①計	
		② (①×0.5)	

※事業計画及び收支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった大正区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、大正区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大正区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大正区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大正区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

大正区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
大正区児童遊園活動費補助金の交付決定について、大正区児童遊園活動費補助
金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

大正区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、大正区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

大正区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、大正区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条
により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
大正区児童遊園活動費補助金について、大正区児童遊園活動費補助金交付要綱
第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

大正区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大正区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

区分	内訳 (品目、単価×数量)		金額 (円)
収入			
計			
決算			
支出			
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
大正区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
大正区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
大正区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
大正区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱

浪速区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、浪速区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

(1) 浪速区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、浪速区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、浪速区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、浪速区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、浪速区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、浪速区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、浪速区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、浪速区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浪速区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、浪速区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

浪速区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内 訳	金 額 (円)
予 算	収 入		
		計	
予 算	支 出		
		①計	
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった浪速区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった浪速区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

浪速区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
浪速区児童遊園活動費補助金の交付決定について、浪速区児童遊園活動費補助
金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

浪速区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、浪
速区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

浪速区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条
により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
浪速区児童遊園活動費補助金について、浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱
第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

浪速区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

区分	内訳 (品目、単価×数量)		金額 (円)
収 入			
			計
決 算			
支 出			
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
浪速区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
浪速区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
浪速区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

東成区児童遊園活動費補助金交付要綱

東成区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 3. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、東成区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

（1）東成区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、東成区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、東成区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、東成区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、東成区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、東成区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、東成区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、東成区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東成区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、東成区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・ 補助対象事業に必要な光熱水費
- ・ 補助対象事業に必要な消耗品
- ・ 補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・ 補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・ 草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・ その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・ 補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・ 食糧費
- ・ 消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・ 見舞金、慶弔費等の交際費
- ・ 講習会の参加費
- ・ 町会等への分担金

(様式第1号)

東成区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、東成区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内 訳	金 額 (円)
	収 入		
予 算	支 出	計	
		①計	
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった東成区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、東成区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び東成区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東成区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、東成区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

東成区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
東成区児童遊園活動費補助金の交付決定について、東成区児童遊園活動費補助
金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

東成区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、東成区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

東成区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、東成区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条
により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
東成区児童遊園活動費補助金について、東成区児童遊園活動費補助金交付要綱
第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

東成区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、東成区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

区分	内訳 (品目、単価×数量)		金額 (円)
収 入			
			計
決 算			
支 出			
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
東成区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
東成区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
東成区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
東成区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

生野区児童遊園活動費補助金交付要綱

生野区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、生野区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

（1）生野区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、生野区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、生野区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、生野区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、生野区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、生野区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、生野区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、生野区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、生野区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、生野区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

生野区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、生野区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内 訳	金 額 (円)
	收 入		
予 算	支 出	計	
		①計	
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった生野区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、生野区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び生野区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった生野区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、生野区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

生野区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
生野区児童遊園活動費補助金の交付決定について、生野区児童遊園活動費補助
金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

生野区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、生
野区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

生野区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、生野区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条
により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
生野区児童遊園活動費補助金について、生野区児童遊園活動費補助金交付要綱
第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

生野区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、生野区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

決 算	区分	内訳 (品目、単価×数量)	金 額 (円)
	収 入		
			計
	支 出		
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
生野区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
生野区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
生野区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
生野区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

旭区児童遊園活動費補助金交付要綱

旭区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、旭区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

（1）旭区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、旭区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、旭区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、旭区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、旭区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、旭区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、旭区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、旭区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、旭区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、旭区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

旭区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、旭区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内訳	金 額 (円)
	収 入		
予 算	支 出		計
			①計
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった旭区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、旭区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び旭区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった旭区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、旭区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

旭区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
旭区児童遊園活動費補助金の交付決定について、旭区児童遊園活動費補助金交
付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げる理由

(様式第5号)

旭区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、旭
区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

旭区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、旭区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
旭区児童遊園活動費補助金について、旭区児童遊園活動費補助金交付要綱第8
条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

旭区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

团体名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、旭区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補助事業等の名称		
補助金の予定金額	金	円
活動状況	活動内容	
	活動による効果	
	事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

決算	区分	内訳（品目、単価×数量）	金額（円）
	収入		
			計
	支出		
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
 - ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
旭区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
旭区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
旭区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
旭区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

阿倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱

阿倍野区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

施行 平. 25. 4. 1

改正 平. 27. 3. 31

改正 令. 1. 5. 1

改正 令. 3. 2. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、阿倍野区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

(1) 阿倍野区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、阿倍野区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、阿倍野区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、阿倍野区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）

を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、阿倍野区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、阿倍野区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、阿倍野区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、阿倍野区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は平成25年4月1日より施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年3月31日より施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年2月1日より施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・ 補助対象事業に必要な光熱水費
- ・ 補助対象事業に必要な消耗品
- ・ 補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・ 補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・ 草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・ その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・ 補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・ 食糧費
- ・ 消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・ 見舞金、慶弔費等の交際費
- ・ 講習会の参加費
- ・ 町会等への分担金

(様式第1号)

阿倍野区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

团 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

（3）期待される効果

3 事業計画及び收支予算

活動 計 畫	活動內容
	その他

区分	内 訳	金 額 (円)
収		
入		計
予		
算		
支		
出		
	①計	
	② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった阿倍野区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び阿倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった阿倍野区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

阿倍野区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
阿倍野区児童遊園活動費補助金の交付決定について、阿倍野区児童遊園活動費
補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

阿倍野区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、阿
倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

阿倍野区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱第7
条により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
阿倍野区児童遊園活動費補助金について、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付
要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

阿倍野区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称		
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円	
活動内容		
活動による効果		
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)	

区分	内訳 (品目、単価×数量)		金額 (円)
収入			
			計
決算			
支出			
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
阿倍野区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したの
で、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
阿倍野区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したの
で、阿倍野区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知
します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

住之江区児童遊園活動費補助金交付要綱

住之江区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、住之江区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

(1) 住之江区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、住之江区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、住之江区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、住之江区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、住之江区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、住之江区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、住之江区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、住之江区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住之江区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、住之江区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

住之江区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、住之江区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金.....円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果.....

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		
予算	区分	内 訳	金 額 (円)
	収入		
		計	
	支出		
		①計	
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった住之江区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、住之江区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び住之江区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった住之江区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、住之江区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

住之江区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
住之江区児童遊園活動費補助金の交付決定について、住之江区児童遊園活動費
補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

住之江区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、住
之江区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

住之江区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、住之江区児童遊園活動費補助金交付要綱第7
条により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
住之江区児童遊園活動費補助金について、住之江区児童遊園活動費補助金交付
要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

住之江区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、住之江区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

区分	内訳 (品目、単価×数量)		金額 (円)
収入			
計			
決算			
支出			
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
住之江区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したの
で、住之江区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
住之江区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したの
で、住之江区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知
します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱

住吉区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、住吉区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

(1) 住吉区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、住吉区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、住吉区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、住吉区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、住吉区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、住吉区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、住吉区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、住吉区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し等使途の確認できるもの

(2) 児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住吉区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、住吉区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

住吉区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内 訳	金 額 (円)
	收 入		
予 算	支 出	計	
		①計	
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった住吉区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった住吉区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

住吉区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
住吉区児童遊園活動費補助金の交付決定について、住吉区児童遊園活動費補助
金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

住吉区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、住
吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

住吉区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条
により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
住吉区児童遊園活動費補助金について、住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱
第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

住吉区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

決 算	区分	内訳 (品目、単価×数量)	金 額 (円)
	収 入		
			計
	支 出		
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
住吉区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
住吉区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

東住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱

東住吉区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、東住吉区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

（1）東住吉区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、東住吉区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、東住吉区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、東住吉区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、東住吉区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、東住吉区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、東住吉区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助対象事業の適正な遂行）

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、東住吉区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し等使途の確認できるもの

（2）児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東住吉区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

（交付の時期等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、東住吉区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

東住吉区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、東住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金.....円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果.....

3 事業計画及び收支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内 訳	金 額 (円)
	收 入
予 算	支 出
		計
予 算		①計
		② (①×0.5)

※事業計画及び收支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった東住吉区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、東住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び東住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東住吉区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、東住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

東住吉区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
東住吉区児童遊園活動費補助金の交付決定について、東住吉区児童遊園活動費
補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

東住吉区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、東
住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

東住吉区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、東住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第7
条により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
東住吉区児童遊園活動費補助金について、東住吉区児童遊園活動費補助金交付
要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

東住吉区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、東住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

区分	内訳 (品目、単価×数量)		金額 (円)
収入			
計			
決算			
支出			
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
東住吉区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したの
で、東住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
東住吉区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したの
で、東住吉区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知
します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

平野区児童遊園活動費補助金交付要綱

平野区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、平野区児童遊園活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体等が取り組む事業に対して補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童遊園における美化、保全に関するための事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）2万円を上限とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び経費は、補助対象としない。

- (1) 既に本市のその他の補助制度の対象となっている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教活動の用に供する事業
- (4) 前3号に定めるもの他、別表2に定める経費

(交付申請)

第4条 当該年度において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を当該児童遊園設置区の区長を通じて、市長に提出しなければならない。

（1）平野区児童遊園活動費補助金交付申請書（様式第1号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業開始の30日前までに提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助金交付事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、平野区児童遊園活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、平野区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度に提出された場合は、予算執行年度開始後速やかに決定するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 補助申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、平野区児童遊園活動費補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、平野区児童遊園活動費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、平野区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、平野区児童遊園活動費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、事業終了後速やかに、平野区児童遊園活動費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し等使途の確認できるもの

(2) 児童遊園の写真など、補助対象事業の実績を証明できるもの

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、平野区児童遊園活動費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合
- (3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、平野区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱改正は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・補助対象事業に必要な光熱水費
- ・補助対象事業に必要な消耗品
- ・補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・食糧費
- ・消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・講習会の参加費
- ・町会等への分担金

(様式第1号)

平野区児童遊園活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について令和 年度分の交付を受けたいので、平野区児童遊園活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的及び期待される効果

(1) 名称

(2) 目的

(3) 期待される効果

3 事業計画及び収支予算

活動計画	活動内容		
	その他		

予 算	区分	内 訳	金 額 (円)
予 算	収 入		
		計	
予 算	支 出		
		①計	
		② (①×0.5)	

※事業計画及び収支予算は別紙添付でも可

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった平野区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付することとしたので、平野区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更をする場合、及び中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め、又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び平野区児童遊園活動費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園活動費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった平野区児童遊園活動費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、平野区児童遊園活動費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

平野区児童遊園活動費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあった
平野区児童遊園活動費補助金の交付決定について、平野区児童遊園活動費補助
金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げる理由

(様式第5号)

平野区児童遊園活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、平
野区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

平野区児童遊園活動費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、平野区児童遊園活動費補助金交付要綱第7条
により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園活動費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
平野区児童遊園活動費補助金について、平野区児童遊園活動費補助金交付要綱
第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

平野区児童遊園活動費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、平野区児童遊園活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 金 の 予 定 金 額	金 円
活動内容	
活動による効果	
事故発生件数	件 (但し、管理瑕疵によるものに限る。)

決 算	区分	内訳 (品目、単価×数量)	金 額 (円)
	収 入		
			計
	支 出		
			①計
			② (①×0.5)

※添付書類

- ・領収書の写し等使途の確認できるもの
- ・児童遊園の写真など、補助事業の実績を証明できるもの

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園活動費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第_____号にて交付決定した
平野区児童遊園活動費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
平野区児童遊園活動費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金_____円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
平野区児童遊園活動費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
平野区児童遊園活動費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由